

海陽町地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務
仕様書

1. 委託業務名

地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務

2. 目的

地方公務員の定年延長に係る地方公務員法改正法（以下「改正法」という。）の施行に伴い、制度理解を目的とした研修の実施、改正の検討が必要となる例規の整備について支援を行うことにより、定年延長に係る制度の円滑な対応に資することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和4年9月30日まで

4. 業務内容

(1) 制度理解研修（オンライン）

制度に精通した専門研究員（主に人事評価制度コンサルティングを専門とする研究員）が以下の二つの研修を実施することにより、委託者の制度理解を支援する。

①人事担当者向け研修

人事担当者を対象に改正法の趣旨、今後の進め方等についての研修を実施する。

②定年延長対象者向け研修

定年延長制度対象者に新制度の概要から変更点に関する解説をする。

(2) 例規整備

①改正法概要資料の提供

対象法令の概要と同法の施行に伴い各地方公共団体における制度設計の検討を行うに当たって必要となると思われる事項をまとめた資料を提供する。

②例規影響調査

受託者は、委託者の例規を調査し、改正法の施行に伴い整備又は整備の検討が必要な箇所を、一般的な整備の考え方や検討すべき事項とともに提示する。提示した箇所の整備内容が委託者の政策判断を要しない形式的改正であるときは、併せて該当条文と改正後の条文案とを並置して提示する。また、調査対象例規の整備に当たって、検討の参考となり得る国からの情報等があれば、適宜情報提供を行う。

③例規案作成支援

例規影響調査結果の検討事項のうち、一部改正により対応するものについて、改正案を作成する。

- ※1 例規影響調査の結果に基づき、委託者において改正箇所・改正内容を確定したものを対象とする。
- ※2 改正案の字詰、フォントサイズその他の仕様は、受託者の標準仕様による。
- ※3 条文等のデータ加工が可能なWord形式での納品とする。
- ※4 納品後の委託者による方針・内容の変更に伴う改正案の再作成は、本業務に含まない。
- ※5 過去の改正漏れに対する指摘その他改正法に関係しない事項の指摘及び任意性の強い整備事項の指摘は、本業務に含まない。
- ※6 影響調査の対象となる例規は、影響調査の時点で例規集に登載されているもの（委託者が構成団体である組合等の他団体の例規を除く。）に限る。

(3) 定年延長制度検討フォロー

定年延長制度検討に係る質疑対応等

受託者は、制度検討を本町が進めるにあたっての質問・疑問等に対して、他団体事例の提供や質疑回答の対応を行う。受託者が想定する対応方法を、企画提案にて具体的に記載すること。

5. 成果品

- (1) オンライン研修（研修用資料データ一式含む）
- (2) 改正法概要資料
- (3) 例規影響調査・検討シート
- (4) 例規改正案
- (5) 定年延長制度検討に向けた他団体事例資料や質疑対応にかかる資料一式

6. その他

本仕様書に定める事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、必要に応じて委託者と協議の上、対応を決定することとする。